

浜松商工会議所

個人年金共済制度のしおり

<加入者の皆様へ>

本しおりは、平成21年7月現在の内容を記載しています。

今後、将来にわたって、経済情勢の変動等の理由により、内容が変更されることがあります。

今後、本しおりに変更があった場合、加入者の皆様には、当共済制度のホームページより速やかにお知らせをいたします。

当ホームページにてご契約のご確認をいただくようお願いいたします。

浜松商工会議所共済制度ホームページ <http://kyosai.net>

浜松商工会議所 会員交流課(共済係)

● ご加入について

1. 加入資格

浜松商工会議所会員事業所の事業主・役員およびその従業員で、年齢満15歳以上65歳未満の方。
ただし、現在健康で正常に勤務されている方に限ります。

2. 掛金の負担者

掛金の負担者は、ご加入者本人となります。

3. 加入日（新規・増口）

（1）月払

毎月20日までにお申込された場合、お申込の月の翌々月1日を加入日とします。

毎月21日以降月末までにお申込された場合、お申込の月の翌々々月1日を加入日とします。

（2）一時払（年2回）

7月20日までにお申込された場合、9月1日を加入日とします。

11月20日までにお申込された場合、1月1日を加入日とします。

4. 掛金と加入口数

月 払 …… 1口1,000円で、5口以上

一時払 …… 1口100,000円で、100口限度（一時払のみの加入はできません。）

*掛金にはそれぞれ1口あたり30円（月払）、1,000円（一時払）の制度運営事務費が含まれております。

5. 加入者証

ご加入の証として「個人年金共済制度加入者証」を発行いたします。加入者証は加入月の中旬に送付いたします。

6. 積立完了年齢

掛金のお払込は、満70歳で完了します。

● 掛金のお払込について

1. 掛金の振替日

掛金は、初回から加入申込時に指定された金融機関の預金口座より自動振替させていただきます。
（休日の場合は翌営業日）

月 払	毎月22日
一 時 払	7月20日までにお申込の場合 8月22日
	11月20日までにお申込の場合 12月22日

2. 振替不能となった場合のお取扱

- (1) 預金残高不足等の理由により掛金の振替ができなかった場合には、その翌月22日（休日の場合は翌営業日）に2ヵ月分の掛金を併せて自動振替させていただきます。
一時払を併用されている場合は、月払掛金2ヵ月分と併せて振替手配します。
- (2) 掛金の振替ができなかった場合は、「掛金自動振替のご案内」（封書）をもってご連絡させていただきます。
- (3) 前月振替不能のため、当月2ヵ月分（前月分+当月分）を振替手配させていただいた結果、再度振替不能となった場合には、脱退扱となりますので、脱退一時金の請求手続を行ってください。

● ご加入後の諸変更手続

1. 加入口数の増減

(1) 掛金の増口

月払掛金の増口は、毎月お取扱します。

一時払掛金の増口は、年2回お取扱します。

増口の手続は、本所まで「個人拠出制年金共済制度 加入申込書」によってお申してください。

なお、一時払の加入口数は通算して100口（1,000万円）が限度です。

(2) 掛金の減口（掛金払込中止）

やむを得ない場合は、月払掛金の減口をお取扱します。ただし、減口後の掛金が月払5,000円（5口）未満となる取扱はできません。

減口される場合は、本所へご連絡ください。ご連絡があり次第「掛金払込中止通知書」を送付しますので、所定欄に記入捺印のうえ、本所へご提出ください。

通知書が本所に到着した日の翌月1日付で掛金の減口をお取扱します。

通知書が提出された時点で、減口前の掛金がすでに振替手配済となっている場合は、一旦は引去りさせていただきますが、引去月の翌月20日頃に新旧掛金の差額を掛金の振替口座に返戻いたします。

なお、減口部分の積立金は給付の買増に充当しますので、減口の際には積立金の返戻はありません。

2. 住所・振替口座等の変更

住所・振替口座等の変更がありましたら、すみやかに本所へご連絡ください。

掛金の振替口座を変更される場合には「振替口座変更請求書」を送付しますので、変更される金融機関取扱店へ提出のうえ、銀行確認印押印分を折返し本所へご提出ください。

● 脱退・死亡による一時金のご請求手続

1. 脱退のご連絡

積立期間中に本制度を脱退される場合には、すみやかに本所へご連絡ください。

ご連絡があり次第「脱退・減口通知書兼一時金請求書」を送付しますので、必要書類一式を取揃え、折返し本所へご提出ください。

なお、加入者証はご加入・増口の都度、払込方法別（月払、一時払）に交付しますが、脱退される場合には、払込方法別、加入者証別等による一部脱退の取扱はできませんので、既加入の全部について脱退手続をしてください。

2. 提出書類

	脱退一時金		遺族一時金
	500万円以下	500万円超	
脱退・減口通知書 兼 一時金請求書	○	○	○
受取人の印鑑証明書	○ (注1)	○	○ (注2)
加入者の死亡事実を証明する住民票			○ (注3)
受取人の戸籍謄（抄）本			○ (注4)
代表受取人念書			○ (注5)
加入者証	○	○	○

(注1) 脱退一時金の送金口座と掛金振替口座が同じ場合は省略できます。

なお、送金口座と掛金振替口座が異なる場合でも、受取額100万円未満の場合は省略できます。

(注2) 受取額100万円未満の場合は省略できます。

(注3) 受取人の戸籍謄本で加入者の死亡が確認できる場合は省略できます。

(注4) 受取人と加入者との続柄が記載されているもの。

(注5) 同順位の遺族受取人が複数人の場合に必要となります。同順位の遺族受取人全員の印鑑証明書をご提出ください。

3. 受取人

脱退一時金の受取人は加入者本人です。

積立期間中に加入者が死亡された場合は、遺族に遺族一時金をお支払します。

遺族の範囲および順位は次の通りです。

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

労働基準法施行規則第42条ないし第45条の規定によります。ただし、同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者としてその方にお支払します。

4. 脱退後の掛金の返戻

脱退日の翌月分掛金が、通知書をお届けいただいた時点ですでに振替手配済となっている場合は、一旦は引去りさせていただきますが、引去月の翌月20日頃に掛金の振替口座に返戻いたします。

(加入者が満70歳に達したとき、掛金の振替は停止します。)

● 脱退による年金のご請求手続

1. 年金請求のご連絡

加入者が満70歳に達したとき、または加入期間10年以上かつ満60歳以上で年金受取を希望される場合には、すみやかに本所へご連絡ください。

ご連絡があり次第、「年金選択請求書」を送付しますので、必要書類一式を取揃え、折返し本所へご提出ください。

2. 年金の選択

年金請求時に次のいずれかを選択していただきます。

①10年確定年金 …… 加入者の生死にかかわらず、10年間年金をお支払します。

②15年保証終身年金 …… 15年間は、加入者の生死にかかわらず年金をお支払します。

その後は、加入者が生存されている限り年金をお支払します。

3. 請求書類

	第1回目（初年度）	年金受取 16年目以降
年金選択請求書	○	○（注2）
受取人の印鑑証明書	○	
受取人の戸籍謄（抄）本または住民票		○
加入者証	○	

（注1）年金は、毎年3月、6月、9月および12月にそれぞれ3ヵ月分をお支払します。

ただし、第1回目の支払額は、年金支払開始月より年金支払月の前月までの分とします。

（注2）15年保証終身年金を選択された方は、16年目以降に毎年1回年金請求のご案内状を送付します。

* 上記以外の書類もご提出していただく場合があります。

4. 受取人

年金の受取人は加入者本人です。

年金の支払保証期間中に加入者が死亡された場合は、残存保証期間、遺族に年金をお支払します。遺族の範囲および順位は次の通りです。

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

労働基準法施行規則第42条ないし第45条の規定によります。ただし、同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者としてその方にお支払します。

5. 脱退後の掛金の返戻

脱退日の翌月分掛金が、年金選択請求書をお届けいただいた時点ですでに振替手配済となっている場合は、一旦は引去りさせていただきますが、引去月の翌月20日頃に掛金の振替口座に返戻いたします。

（加入者が満70歳に達したとき、掛金の振替は停止します。）

6. 年金の一括払

年金の支払にかえて一時金の請求をされる場合には、将来の年金の支払にかえて残存保証期間部分の年金現価相当額を一時金としてお支払します。

● 税務上のお取扱

1. 掛金

(1) 加入者が負担した掛金から本制度の制度運営事務費を控除した額が、個人年金保険料控除の対象となります。ただし、年齢60歳以上で加入された方は、一般の生命保険料控除の対象になりません。
(所得税法 第76条、所得税法施行令第211条・第212条)

(2) 保険料控除を受けるために必要な払込証明書については、毎年11月に送付します。

2. 脱退一時金

一時所得となります。
(所得税法 第34条、所得税法施行令 第183条)

3. 遺族一時金

相続税の対象となります。
(相続税法 第3条・第12条)

4. 年 金

雑所得となります。
(所得税法 第35条、所得税法施行令 第183条)

5. 年金の一括払

(1) 年金支払開始前の一括払
一時所得となります。
(所得税基本通達 35-3)

(2) 年金支払開始後の一括払
①確定年金
一時所得となります。
(所得税基本通達 35-3)

②終身年金
雑所得となります。
(所得税基本通達 35-3)

○ 当制度は生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営しております。

－ 委託保険会社 －

大同生命保険株式会社〈事務幹事会社〉

アクサ生命保険株式会社

第一生命保険相互会社

富国生命保険相互会社

三井生命保険株式会社

住友生命保険相互会社

上記の委託保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの委託割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。

なお、委託保険会社および委託割合は変更することがあります。

(上記の委託保険会社は平成21年7月現在のものです。)

○委託保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など将来の予見し得ない事情の変更により特に必要と判断した場合、予定利率等を変更することがあります。

○保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金（脱退一時金）、年金等の金額が削減されることがあります。

○この制度の委託保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

委託保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、積立金（脱退一時金）、年金等の金額が削減されることがあります。

詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

浜松商工会議所 個人年金共済制度規約

第1章 総 則

(通 則)

第1条 浜松商工会議所（以下「商工会議所」という）は、この規約の定めるところにより、個人年金共済事業を実施するものとする。

(事 業)

第2条 商工会議所は、共済契約者から共済掛金の払込をうけ、被共済者につき次の共済事業を行うものとする。

- (1) 年金給付
- (2) 脱退一時金給付
- (3) 遺族一時金給付

(共済契約者)

第3条 共済契約者となることができる者は、商工会議所の会員の個人事業主、法人の役員およびその従業員で満15歳以上満65歳未満の者とする。

(被共済者)

第4条 被共済者は、前条の共済契約者とする。

(受取人)

第5条 この共済契約による年金および脱退一時金の受取人は、共済契約者とする。

- 2 共済契約者が死亡したときの受取人は、共済契約者の遺族とし、その範囲および順位は労働基準法施行規則第42条ないし第45条の規定を準用する。ただし、同順位の者が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者とし、その者に年金または一時金を支払う。

第2章 契約の成立

(契約の申込)

第6条 共済契約の申込は、加入申込書に必要事項を記入捺印の上、毎月20日までに商工会議所に申込まなければならない。

(加入日および効力発生日)

第7条 商工会議所がこの共済契約の申込を承諾したときは、毎月20日までに申し込まれた契約については翌々月1日、21日以降月末までに申し込まれた契約については翌々々月1日を加入日とし、かつその日から効力を生じる。ただし、一時払については、7月20日までに申し込まれた契約については9月1日、11月20日までに申し込まれた契約については1月1日を加入日とし、その日から効力が発生するものとする。

- 2 商工会議所は、共済契約の成立後遅滞なく共済契約者に「個人年金共済制度加入者証」を交付するものとする。

- 3 共済契約の申込の承諾の通知は、前項の加入者証の交付をもってこれに代えるものとする。

(掛 金)

第8条 掛金は月払を基本とし、月払の掛金に加えて一時払の掛金を払込むことができる。

2 共済契約者が負担する掛金は次のとおりとする。

(1) 月払掛金は1口(1,000円)とし、5口以上の整数単位とする。

(2) 一時払掛金は1口(100,000円)とし、100口を限度とする。

(掛金の払込)

第9条 共済契約者は、加入日の属する月から払込完了年齢(満70歳)に達した日の属する月または共済契約が解約された日までの掛金を払込まなければならない。

2 掛金は、所定の金融機関による預金口座振替の方法によって商工会議所に払込むものとする。

3 掛金の払込期日は、次のとおりとする。

(1) 月払掛金は毎月22日に翌月分を払込むものとする。

(2) 一時払掛金は、1月1日加入分については前年12月22日に、9月1日加入分については8月22日に払込むものとする。

(掛金の払込がない場合)

第10条 所定の払込期日に掛金の払込ができなかった場合は、翌月の22日に当月分とあわせて払込むものとする。

2 掛金が2ヶ月以上払込まれなかった場合は、共済契約は脱退されたものとして取扱う。

第3章 年金等の支給

(年金受給権の取得)

第11条 被共済者が年齢満70歳に達したとき、または10年以上にわたりこの共済に加入し、かつ年齢満60歳以上に達して脱退したときに被共済者が年金の受給権を取得する。

(年金の支給額)

第12条 年金月額は次の各号の合計額とする。

(1) 年金受給権取得時の被共済者に係る積立金相当額を原資として算出された額

(以下「基本年金」という)

(2) 配当金により、毎年1回積増された年金額(以下「増加年金」という)

(年金の支給期間)

第13条 年金の支給期間は、次の各号に掲げるとおりとし、年金受給権取得時にいずれかを選択するものとする。

(1) 支給期間は終身とし、保証期間は15年とする。

(2) 支給期間および保証期間は10年とする。

(年金の支給期日)

第14条 年金の支給期日は年4回とし、毎年3月、6月、9月、12月の各1日に年金支払月の前月までの3ヶ月分を支払う。

(年金の一時払)

第15条 年金の受給権を取得した被共済者が、年金の一時払を請求したときは、将来の年金の支給に代えて一時払の取扱いをする。

2 年金受給中の被共済者が死亡し、その遺族から請求があったときは、年金の支給に代えて一時払の取扱いをする。

3 年金の支給に代えて支払う一時金の額は、当該被共済者の年金の残存保証期間部分の年金現価相当額とする。

(年金証書の発行)

第16条 第1回年金を支給する際に、希望があれば年金証書を発行する。

(脱退一時金)

第17条 被共済者が次の各号に該当したときに脱退一時金の受給権を取得する。

(1) 被共済者が第11条に定める年金受給権取得前に脱退の申し出を行ったとき。

(2) 被共済者が本制度の加入資格を喪失したとき。

(3) 掛金の払込が2ヶ月以上行われなかったとき。

2 脱退一時金の額は、脱退時の積立金相当額とする。

(遺族一時金)

第18条 被共済者が掛金払込完了年齢到達前に死亡したとき、被共済者の遺族が遺族一時金の受給権を取得する。

2 遺族一時金の額は前条第2項に定める脱退一時金に、月払掛金1口について1,000円を加算した額とする。

(支給手続)

第19条 この共済契約により給付を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 年金請求書または脱退通知書兼一時金請求書

(2) 個人年金共済制度加入者証

(3) その他必要とする書類

第4章 加入口数の変更

(加入口数の増口)

第20条 商工会議所は、共済契約者から加入口数の増口の申し出があったときは、これを承諾するものとする。

2 増口の時期は、月払については毎月1日とし、一時払については、年2回、1月1日と9月1日とする。

3 増口の効力は、第7条の定めに準ずる。

(増口による給付額の算定)

第21条 加入口数の増口による給付額は、増口時からの加入期間により第12条、第17条および第18条の定めに準じて算定する。

(加入口数の減口)

第22条 共済契約者より加入口数の減口の申し出があったときは、商工会議所がやむを得ないと認め

た場合に限りこれを承諾する。

- 2 加入口数の減口は、将来の払込の掛金についてのみ効力を有するものとし、当該減口分にかかる積立金相当額は給付の積増に充当する。

第5章 管 理

（拠出型企業年金保険契約の締結）

第23条 商工会議所は、この共済契約を運営するために自己を契約者、共済契約者を被共済者および受取人として、生命保険会社と拠出型企業年金保険契約を締結し、共済契約者から掛金として払込まれた金額から本事業を行う事務に要する所定の経費を控除した残額を保険料として払込む。

- 2 生命保険会社は、前項の拠出型企業年金保険契約に基づき、この規約に定める年金等の給付および事務を行いその責を負う。

（配当金）

第24条 前条の保険契約に基づく配当金の処分は次のとおりとする。

- （1）払込期間中の配当金は、毎年7月1日に加入者の積立金に繰り入れる。
- （2）年金支給期間中の配当金は、年金の増額に充当する。

（積立金）

第25条 積立金とは、第23条により加入者ごとに払込まれた保険料に基づき計算される拠出型企業年金保険契約の責任準備金相当額とする。

第6章 雑 則

（加入期間の計算）

第26条 積立金の計算基準となる加入期間は、この共済契約の加入日（増口については増口日）から起算し、脱退日までの掛金の最終払込み月とする。

- 2 一時払掛金の加入期間は、その掛金が払込まれた月の翌月から起算し、脱退日の属する月までとする。

（給付金等の返還）

第27条 偽り、その他不正行為により給付金の支給を受けた者がある場合は、商工会議所はその者から当該給付金を返還させるものとする。

（時 効）

第28条 この規約により受給の事由が発生してから満5年以内に請求をしないときは、その権利を失うものとする。

（規約の変更）

第29条 この規約の変更については、商工会議所常議員会の議を経なければならない。

附 則

(実施の時期)

1. 第8条(掛金)第2項(2)の改正規約は平成2年7月1日から実施する。

(実施の時期)

1. 第7条(加入日および効力発生日)、第9条(掛金の払込)、第17条(脱退一時金)、第20条(加
入口数の増口)、第23条(拠出型企業年金保険契約の締結)、第26条(加入期間の計算)の改正
規約および第24条(配当金)、第25条(積立金)の新設規約については平成6年7月1日から実
施する。